

小規模特認校とは

1. 就学校の指定

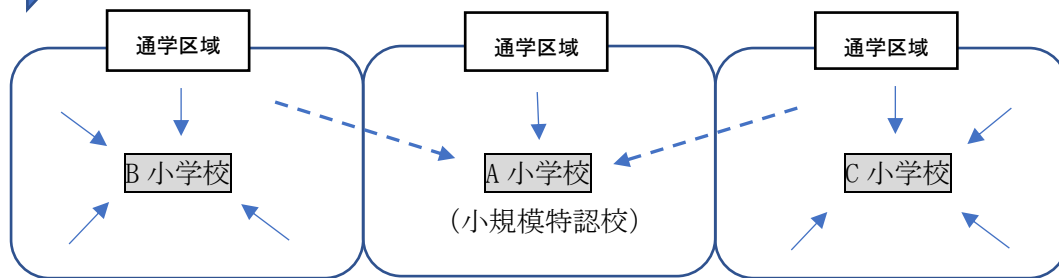
教育委員会は、市内に小学校（中学校）が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき学校を指定します（学校教育法施行令第5条）。就学校の指定にあたっては、あらかじめ通学区域を設定します。

就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取し、就学校を指定する場合を学校選択制といいます（学校教育法施行規則第32条第1項）。

学校選択制の便宜的な分類

自由選択制	市内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	市内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認めるもの
指定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

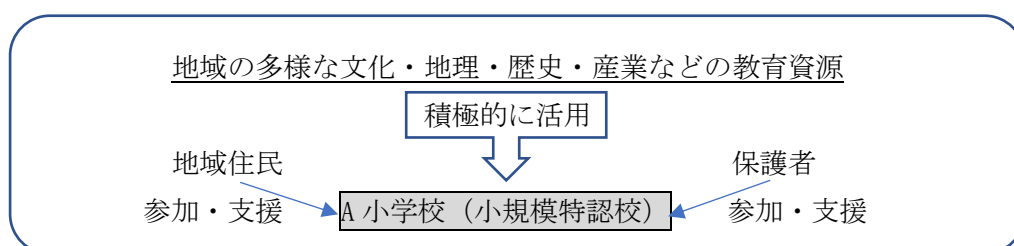
「小規模特認校」とは、特認校制により学校を維持していこうとするものです。



2. 小規模特認校の学校運営

他の通学区域から通学してもらえるよう、特色ある教育活動を展開して魅力ある学校づくりをしていく必要があります。特色ある教育活動を行うにあたり、地域住民や保護者の方に積極的な参加・支援をお願いする場合があります。

また、通学区域外からの通学は保護者の送迎が必要となります。



3. 千葉県内における特認校制の導入状況

1 1 市町村 2 3 校（小学校 2 0 校・中学校 3 校）

R5. 5. 1 現在

	市町村	学校	開始	当初人数	R5 人数	当初からの増減
1	野田市	福田第二小	H14	79	62	▲17
2	習志野市	秋津小	H16	349	244	▲105
3	〃	袖ヶ浦西小	H28	220	190	▲30
4	〃	袖ヶ浦東小	R3	265	256	▲9
5	〃	香澄小	R3	215	221	6
6	流山市	新川小	R2	373	341	▲32
7	〃	西深井小	R2	185	224	39
8	佐倉市	弥富小	H20	79	49	▲30
9	〃	和田小	R2	44	36	▲8
10	市原市	国府小	H25	63	75	12
11	〃	海上小	H25	72	76	4
12	柏市	手賀東小	H25	50	69	19
13	富里市	浩養小	H27	63	72	9
14	木更津市	中郷小	H27	66	95	29
15	〃	東清小	H28	53	67	14
16	〃	鎌足小	R3	83	92	9
17	〃	富来田小	R3	185	174	▲11
18	〃	鎌足中	R3	38	44	6
19	〃	富来田中	R3	92	96	4
20	白井市	白井第二小	H30	89	91	2
21	成田市	豊住小	R3	39	46	7
22	印西市	船穂小	R5	47	－	－
23	〃	本埜中	R5	22	－	－